

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和3年7月14日（水）午後1時30分開議

開催場所

第1委員会室

会議に付した案件

行政区再編協議

- （1）今後の協議の進め方について
- （2）たたき台6案の比較検討（地域拠点）について

13:30

行政区再編協議

◎結論

項目を認定するための進め方について、委員長から、今後の協議において認定項目及び認定を判断する項目に対して、指摘事項の有無を確認するチェック表及び確認表を用いて進めることの提案があり、これを了承しました。

また、継続協議となっている認定項目「①地域拠点」については、協議に向けての質問事項に基づき、位置・区長の権限・予算の在り方等の項目ごとに当局からの提案に対する協議を図り、指摘があった項目については、より詳細な資料提出を求め、次回以降、提案の確認及び改善・見直しを図ることとなりました。

◎発言内容

（1）今後の協議の進め方について

○高林修委員長 本日は、継続協議となっている①の地域拠点の協議に入りますが、協議に入る前に、私のほうから提案がございますので、よろしくお願いいたします。

資料1を御覧ください。右上、令和3年7月14日、委員会、項目を認定するための進め方について（案）というものがありますので、これを御覧ください。もう一つ、確認表というものが皆さんのところにありますね。裏表イメージA、イメージBというものですが、それを御覧になりながら、私の説明をお聞きください。これは、今後の認定作業をスムーズに行うために考えたものでありますので、また後で御質問を頂きます。

それでは、資料1を見ていただきまして、左側半分の（1）提案内容の確認についてですが、委員の皆さんには、当局の資料に対する不明点や疑問点について質問事項等を整理いただき、一部ご提出いただいております。質問が特になければ、その項目については承認ということになります。御質問等があれば、これに対して当局から回答を頂きます。

次に、（2）の提案に対する指摘についてでございますが、（1）の当局の提案内容に対して問題点

や理由を明らかにした上で、見直しや対案などを示していただき、特に問題点がなければ承認となります。

次に、(3) 提案の改善・見直しについてですが、これは、(2) の委員からの指摘に対し、当局は可能であれば改善等を検討し、理由がもしあって、不可能である場合は、その不可能の理由が認められれば、承認となります。

次に、(4) 課題の共有についてですが、(3) で示された当局の提案、回答について課題が認められる場合は、委員間で協議・共有していただきます。特になければ、承認となります。

そして次に、(5) 結論づけですが、対象となる認定項目及び認定を判断する項目に対して、大枠での認定または一部認定を判断いたします。(4) で解決すべき課題が残るようであれば、課題を提起しておきます。ここで、確認表のイメージAのところをちょっと見ていただきたいのですが、ここに、(5) 結論づけで、前回の地域自治については、法制度上の枠組み(2層方式)についてのみ認定となっており、認定をしたということでありますので、この結論づけについては、今後、遡及しないということはお約束いただきたいと思います。

次に、(6) 解決すべき課題への対応については、課題についての解決策をいつまでに検討するかを決定し、当局との共通認識を図ることといたします。いつまでにとというのは、例えば住民説明会までに、もしくは、一応スケジュールに出ている年末の内定まで、または、来年の4月、5月の決定時期までに、または、令和5年の条例制定までにとということ、多分その4つの時期になると思います。

(1) から(6) の内容について、具体的にイメージしたものが資料としておつけした確認表のAとBになりますが、先ほど申し上げたように、確認表のイメージAは、先ほど冒頭でお話したように③地域自治について、大枠で認定しておりますので、このように確認表に落とし込みました。少し時間をいただいて、このイメージAのほうだけ、もう一度、皆様のほうで前回の委員会での協議内容と合致しているかどうか確認をしてください。

[各委員確認]

それでは、確認表のイメージB、裏のほうを見ていただいて、今日の協議は、この確認表を頭に描きながら進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

もう一度、資料の1を御覧ください。項目を認定するための進め方についてということの案でございますが、確認表の活用例、その網掛けの部分と、今見ていただいている確認表のイメージB、これを突き合わせながら、もう一度、これからの流れを御確認いただきたいと思っています。皆様にはお配りした確認表、それから指摘事項の有無を確認するためのチェック表により項目認定の確認をしていただきたいと思います。項目によっては、このルールで全部完成するとは思いませんが、その都度、御指摘をいただければと思います。

今申し上げた資料1と確認表、イメージA、Bがありますが、このところまでで質疑・意見がございましたらお願いいたします。

○稲葉大輔委員 委員長から提案いただきましたが、非常に細かくこれからやっていくことになると思いますが、膨大な量もありますので、細かい上に、逆にスピード感を持ってやると、どうしても見落としが出てくるような気もいたします。

資料1の左側のところに、(1) から(4) まで、それぞれなければ承認という書き方をされていて、その後、(5) で結論づけということになります。結論づけたものは再度審議しないという話がありましたけれども、結論づけが終わっていないものについて、承認というふうになってしまうと、

後から指摘事項や何かが見つかったときに、なかなか戻りにくいものですから、特になければ確認ぐらいの、了解というような感じで進んでいくのかと。承認となってしまうと、結論づけとイコールのような感じがしますので、言葉を直す必要はないかもしれませんが、皆さんの了解がいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○高林修委員長 今の稲葉委員の御発言についていかがでしょうか。

ほかの委員の方もよろしいですか。

承認というと完全に認めてしまうということになるかもしれませんが、言葉を替えて言えば、遡及の可能性は残すということで、稲葉委員、よろしいですか。

○稲葉大輔委員 そうしていただければいいと思います。

○高林修委員長 分かりました。これは私の提案ですので、稲葉委員の御発言を受けて、承認ということではなくて、遡及の可能性もあるけれども、一応確認するというにしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

そのためには、スピード感を持って、協議していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。それでは、それ以外にこの件に関しての質疑・意見はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、今の件以外については、資料の1のとおり御了承いただいたものといたします。

(2) たたき台6案の比較検討(地域拠点)について

○高林修委員長 それでは、早速、たたき台6案の比較検討(地域拠点)について、協議事項に移りたいと思います。

継続協議となっております認定項目①地域拠点について、御提出いただいた質問事項に基づき質疑、意見をお願いいたしますが、認定項目、①地域拠点の質問事項を取りまとめたチェック表が皆様のお手元に配付されております。それと、各会派から出していただいたA4横の左上に①地域拠点、それから表題として、行財政改革・大都市制度調査特別委員会7月14日の協議に向けての質問事項ということで、かなりの量ではありますけれども、これをやっていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それで、先ほどの話の繰り返しになりますが、A4の横を見ていただいて、ナンバー、資料名、認定項目、認定を判断する項目とあります。その認定を判断する項目については、先ほど指摘事項がない場合でも遡及の可能性があるということで、今後の議論の余地を残すということになりましたので、よろしくお願いします。

それでは、もう一度、一番上の行を見てください。3番目の認定項目(中項目)とありまして、ここに区役所となっています。あとは、行政センター、それから支所、協働センター、市民サービスセンター、最後に、地域拠点の削減効果というふうに認定項目の表記がされていて、この順番でやっていきたいと思います。

まず、区役所からいきたいと思いますが、もう一つ、認定を判断する項目については、また、それぞれに区役所の場合は、位置、組織、業務というふうになっていますので、判断する項目ごとにやっていきたいと思います。具体的に言うと、認定項目①地域拠点の区役所の認定を判断する項目、位置、ここから皆様の質問事項を述べていただきたいと思います。どの質問がどこの会派かというのも一番右のと

ころに書いてありますので、この順番でいきたいと思います。

それでは、区役所の位置について、自民党から出ていますが、時間がないので、端的におっしゃってください。

○小野田康弘委員 前回の委員会で言ったとおりですけれども、位置に関しては、人口の要件に加え、地理的バランス、交通アクセス、都市計画区域の区分、防災体制も考慮すべきという意見があります。また、地方自治法第4条に規定する事務所の位置も総合的に加味したものにするために、前回提案したとおり、3区案、4区案に関して、西区と北区の区役所の位置に関しては、北区役所にということで、自民党は提案をさせていただきます。防災に関しても、6月16日の別紙6の防災についてというところで、区の本部が区役所に置かれることになっております。この区の本部をどこに位置づけるかというのも非常に重要だと思いますので、それを加味しながら総合的というふうなことも付け加えておきます。

3区案、4区案に関しては、先ほどの西区と北区の問題があります。4区案に関しては、ナンバー11、こちらのほうは浜北区と東区の区役所の位置関係で、現在は東区になっておりますけれども、こちらの副都心をメインにした浜北区ということで考えております。こちらに関しては、浜北区の区役所は東区の積志や笠井にも近く、人口の差も非常に少ないところでありますので、そういうことを考えても、浜北が適地だと思っております。

それから、ナンバー10に関しては、もう一つ、真ん中の三方原から南区に続く1つの区は南区役所となっております。その東側にある東区と南区の一部は中区役所となっておりますけれども、こちらのほう、やはり位置的な関係を見ると、非常にバランスが悪いということで、こちらのほうは線引きを変えないと区役所の位置も変わらないので、今後の議論の中で、線引きも含めた考え方で中区役所を真ん中、東区役所を東側の区役所にすることを自民党は提案したいと思っております。

以上です。

○高林修委員長 ありがとうございます。この話をする前提でちょっと申し上げるのを忘れてましたが、ここにある質問事項一覧についてですが、内容と理由については各会派のものを取りまとめたつもりでございますので、もしこの内容と理由に訂正があれば、まずおっしゃってください。

ここの内容と理由について、自民党浜松さんはこれで構わないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 分かりました。今後は、その確認をしながらいきたいと思います。こちらのほうの確認ですが、当局案に対して今、小野田委員は提案というお話でしたが、反対するというわけでもなくて、提案ということでよろしいでしょうか。

○小野田康弘委員 提案ということで、1つの案を対案として出すことも場合によってありますし、あと、総合的に考えないといけないというところで、こちら辺は今後の議論の中でやっていかないとはいえないと思っております。

○高林修委員長 分かりました。この理由の横に回答ということで、当局の回答もありますが、本部長、2つポツがありますが、この回答でよろしいですか。

○区再編推進事業本部長 前回の委員会でもこのような考え方をお示しさせていただいたところでございます。

○高林修委員長 分かりました。この位置の関係について、ほかの委員の皆様、何か御発言ありますか。

○関イチロー副委員長 小野田委員の先ほどの御説明も含めて、この回答に書いてある状態、これで

了解をされるかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

○小野田康弘委員 当局が総合的に考えたところで、本当にこれがいいのかどうかということのもやはり確かめないといけないと思っていますし、委員の中の討論の中で、やはりどういう意見が出るかというのは分かりませんので、そこら辺はしっかり確認していきたいと思っておりますけれども。

○関イチロー副委員長 ここに回答にありますように、統一的な基準を設けるということをしてくれればというふうに当局の回答があるわけですが、もしこれでよかったら、これはこれで確認したことで、次に進めるということではいかがと思っております。

○高林修委員長 この当局の回答は、あくまで委員会に預けるということでよろしいですよ。ですので、今の自民党浜松の案と当局の案について、ほかの委員の方の御発言を求めています。

○松下正行委員 今の小野田委員の説明ですと、要するに、人口割でなくて、地域とかいろいろなことを総合的に判断してほしいということで、私が考えるには、何かあまり理由になっていないというか、区役所の位置を今の当局の案と逆なところへというふうに受け取っているのですが。逆にしたところで、小野田委員が理由として挙げたことが解消されるという理由もないと思いますので、私は当局案でいいと思いますが、そこら辺で区役所の位置を逆にすることで、反対側のところがまた同じことが出るのはないかと想像されますが、そこら辺を解消できる理由があれば言っていいただければなと思います。

○高林修委員長 位置については、ここで委員間討議をしたいと思えます。

○関イチロー副委員長 先ほど、私が申し上げたのは、この委員会で皆さんが議論をして、人口だけではない部分も必要だねと、そのことについてはどういう要件を入れるかということは、これは次の、もしくはここに3区案、4区案という場合にはどうするかということですから、もっと言うと、2区案の場合にはこの話はないわけです。ということであれば、これはこれで積み残しというか、そういう状況になったときに、もう一回議論しましょうということで、次に進めたらどうかという提案でした。

○高林修委員長 副委員長、申し訳ないけれども、区の数が決まってからではなくて、位置のことについては委員間討議が絶対必要だと思っていますので、やはり西区役所と北区役所をどうするかということの判断をしてからでないと、この6つの選択はできないと僕は思います。

ですので、先ほどちょっと申し上げたように、自民党浜松が提案していることについて、松下委員、今御発言いただきましたけれども、ほかに御意見は。

○岩田邦泰委員 それで言うと、内容のところは人口要件に加えて、地理的バランスと交通アクセスと都市計画区分、あと防災体制ということが書いてあるわけですが、これがどういうデータがそろっているからこっちはですというような資料があれば分かりやすいですが、それは、自民党さんから示されるのですかというあたりをお伺いできればと思っています。

○太田康隆委員 自民党の中で議論した結果、小野田議員の発言になっているわけですが、例えば、歴史的な経過を言いますと、もともと旧浜松は当然、区はありませんので、12市町村合併したところに配慮しながら、区が存在というものを考えるというのが一つです。それから、例えば浜北区と東区でいいますと、浜北区は基礎自治体でしたので、現在ある区役所周辺を都市計画区域、中心的な市街地、それから周辺部を調整区域という西遠広域都市計画をもともと持っています。あとは、軌道系の交通を持っているということで、交通結節の面、そういったことからして、東区というのは、実はあそこは準工業地域だったか、インター周辺だけが線引きという用途地域が指定されていて、その周辺は調整区域ということです。そういうこともありますので、そこはまさしく総合的にですけれども、先ほど申し上げた旧浜松であったところと、それから合併してきたところに配慮して、区役所というのは総合

行政を推進できる役割を持っていますので、そういう機能を残しておく、そういうようなことが北区の細江を中心とした区役所と東、浜北に区役所機能という、そういう結論です。

○高林修委員長 自民党浜松の人は具体的な資料の提示ではなくて、今の太田委員の発言でということによろしいですか。

○太田康隆委員 うちが資料を出しなさいということであれば、また資料を出しますけれども、そういう裏づけることについては、今の発言で大体お分かりいただけるかと思いますが。

○高林修委員長 岩田委員、今の御発言で、資料云々についてはいかがでしょうか。

○岩田邦泰委員 当局のほうからも統一的な基準を設けるなどの上ということと言うと、今のお話だと、数字だとかそういったものが出ている話ではないものですから、人口でいったら数字がそのままパンと出ると分かりやすいのですが、例えば、交通アクセスは浜北の例でいったら何となく分かる場所ですけれども、例えば細江とあと舞阪の駅の近くってどれだけ違うのみたいな話は、どうやってはかったらいいのだろうというのは分からないので、逆に自民党さん、この話は今すぐ決定して進むというのはちょっと難しいと思っているものですから、例えば当局の持っている数字だとか、こうやって当てはめることができるというものがあればあったで、それでもいいのかとは思っています。エビデンス的にちょっと弱い気がします。

○高林修委員長 一応当局に対する対案として、自民党浜松のほうから出しているということで、今のところは2つの案というふうに思っていますが、それ以外にもし案があれば、おっしゃっていただきたいですけれども、特にないですよね。

ほかの会派の方については、ここに質問とか指摘事項を書かれていないので、位置については、

それでは、位置については、もう一度、次回の委員会で……

○太田康隆委員 逆に、人口の多い区に区役所を置くということの客観的な根拠ですよ。それがあれば、逆に示してもらいたいということもありますので、そこらは資料の裏づけをお互いに示しながら、どういった形が適切かという議論になっていこうかと思っておりますので。その辺もまたよろしくお願ひします。

○高林修委員長 太田康隆委員、人口要件と言っているのは当局なものだから、岩田委員ではなくて。

○太田康隆委員 当局の考え方でよしとする御意見の委員については、当然、当局は一定の根拠というか、人口が多いところと少ないところの一つのそれを基準とするとやっているのだけれども、なぜそうなのかという議論までは当然まだやっていません。そこら辺も含めて、人口の多いところに区役所がふさわしいという根拠を客観的に説明していただければ、納得する人もいるかもしれないということです。

○高林修委員長 今の御発言に事業本部長、何かございますか。

○区再編推進事業本部長 前回の委員会あるいはその前にも、このことに関しては、当局とすると、人口を一つの切り口というようなことでの御提案をしているものでございますが、7つの区役所を配置していくというようなときにも、今、自民党浜松から出されていたような交通であるとかそういったところは検討してきた経緯があるというふうに私は認識をしております。

そういった経緯を踏まえて、今の7つの区役所があるものですから、この中で既存施設を活用して、区の数が減ったときに、どこを使うかといったときには、一つの切り口、尺度として、人口要件ということで御提案をさせていただきました。

○酒井豊実委員 このチェック表取りまとめの中にも、区役所の位置のところ、私ども日本共産党

浜松もチェックを入れさせていただいていますし、この質問事項の5ページの上段、ナンバー19のところにも書かせていただいております。回答も出ているわけですが、前回の自民党さんの発言を受けて言ったところでありますが、7つの区にするというときに、相当苦労して、中心であるとか利便性を含めて区役所の位置を決定してきたという、ほぼ理想とは言いませんが、それに近い状況になっているので、それを複合化させるというところ自体に物すごく無理があるわけです。無理があるということは、それをそのままやっていると、市民サービスに大きな犠牲が出てくると。それから、区役所を中心とした行政というものがなかなかやりにくいと、リモートだとかいろいろなことがさらに発達していけば、また違いはあるかとは思いますが、そうはいかないので、非常に難しいなということで、前回思い出すと、東区と浜北区の場合には、その中間へ造ったらどうだというようなことも言ったし、それから、西区と北区の場合には、舘山寺が中間ではないかと、利便性もいいのではないかといいましたが、当局の答弁はこの回答にあるように、新たな施設は造らないということで、簡単明瞭に言われてしまったわけですが、やはり、未来に向けて、きちっとした浜松市、政令指定都市、区制をやっていくということであれば、新たなスタンスで思い切って手だてを取るということも必要ではないかと思っています。

ですから、こういう観点から見ると、東区と浜北区を複合化して、東区役所を区役所とするというのは、これはとても承服しかねる案だし、北区と西区の区役所の位置の問題でも、これはもう絶対承服しかねるなど。住民にとってもそうだなと、そんなふうに改めて強く思っているところです。

それで、私どもの意見の2ポツ目に、市役所と同居している中区役所は独立すべきであると、どうですかという質問をしています。それに対して、回答は一言ですけれども、やはり市役所の現状、春の混み具合、密になり具合、それから市の職員の執務の余裕のない状況、いろいろ含めて、やはり中区役所あるいは市役所どちらかを独立させていくということは、もう政令指定都市になる前からの課題だったと思いますけれども、それについては一切検討していかないというのが市当局の回答なのかどうか、伺いたいと思います。

○高林修委員長 ちょっと話を整理させてもらいたいですが、ナンバー19の認定を判断する項目、業務になっていますけれども、位置ということでいいですか、今の話は。

それともう一つは、上のポツの話は、自民党浜松の案を支持するというところでよろしいですか。

○酒井豊実委員 100%支持ではないけれども、今ある提案、2つの案、それについては区役所の位置という点では、自民党に同調をします。それはまずいという意味で。

○高林修委員長 それともう一つ、2ポツ目の中区役所、確かに中区役所も、位置だから位置の話だろうけれども、これ、当局の回答で、新たな施設は造らないことが決定されているからというふうな回答ですが、酒井委員のほうは、新たな施設は造らないことはもうここで決まっていることなので、中区役所が独立するという事は、ほかの既存の施設を使うということでもいいですか。

○酒井豊実委員 会派の中で具体的に若干の提案もありましたが、そこまで詰めて、ここで提案すべき内容はちょっと持っておりませんので、いずれにしても、ここに同居している状態というのがふさわしくない、合理的ではない、市民サービスは後退しているのではないかと、職員も大変ではないかという状況です。

○高林修委員長 分かりました。その件については、ここで取りあえず承っておきますので。

とすると、このナンバー1とナンバー19は同じ案件として取り計らいますけれども、先ほどから申し上げているように、当局案と自民党案2つの案が今ありますが、このことに関しては、次回の委員会ま

で持ち越しということ、小野田委員、よろしいでしょうか。

○小野田康弘委員 はい。

○高林修委員長 では、そのような取扱いとさせていただきます。

それでは、ナンバー2、区役所で組織ですが、これも自民党ですので、端的に説明してください。

○齋藤和志委員 これにつきましても、下の3番と関連してくるのですけれども、本庁業務と区役所業務の全体像がはっきり見えないということと、それに引きずられて、組織も関係が見えにくいものですから、そこら辺のいわゆる全体の可視化ですね。それを見て判断したいと、そういうことです。

○高林修委員長 事業本部長、これについては回答ありませんが、回答のない理由と自民党の指摘、質問について。

○区再編推進事業本部長 まず、幾つか空欄の項目がございます。ここに関しては、内容、理由欄から、ちょっとこちらのほうも読み取りにくかったというか、改めて趣旨を御確認させていただきたいということがございまして、空欄ということで、本日提出をさせていただいたものでございます。

今、齋藤委員から、本庁、区役所の役割分担等々も含めた可視化の資料だというようなお話がございました。意図については、今確認をさせていただきました。

まずは、6月16日にこの委員会に提出させていただいた資料の別紙8、業務相関図でございますが、こちらのところが雑駁というような御指摘というふうに確認をさせていただきました。

○齋藤和志委員 そうです。ナンバー8の資料をもう少し全体像が分かるような形で落とし込んでいただければ、本庁、区役所、それぞれの役割の明確化と、それから区役所の下にぶら下がっている福祉事務所とか土木のほうの部分とグループ、そのつながりがどうなるかというのが見えてくれば、いろいろな形で、2区、3区、4区それぞれのところでもそういった判断ができるということで、それをもう少し詳細に落とし込んでいただければということで結構です。

○高林修委員長 この話は前回も出たとは思いますが、本部長、今の齋藤委員のお願いについて、これより詳しいものを回答いただけますか。

○区再編推進事業本部長 例えば、区役所と本庁の関係性でいえば、そこに上下の関係があるわけではないものでございますから、そこは連携というようなことになろうかと思えます。そして、今回は現在区役所業務である福祉事務所は本庁ラインにするというような御提案をさせていただきますので、主には、そここのところの御指摘というふうに思っておりますので、その部分に関しては、可視化の検討はさせていただきますと思います。

○高林修委員長 齋藤委員、この回答については、いつまでということになると。

○齋藤和志委員 いつまでかというと、なるべく早くという形にはなりますけれども、当然時間がかかるかとは思いますが、逆にどのくらいでできるかということもお伺いしたいです。

○区再編推進事業本部長 デッドラインをお示しいただければと思います。

○齋藤和志委員 今日が14日水曜日ですよね。できたら今週中というのはどうですか。

○区再編推進事業本部長 承知いたしました。

○稲葉大輔委員 今回の別紙の8のところ、これは関連してですが、業務相関イメージというふうに提示されているのですけれども、多分作っていただいた方の意図で、物理的なイメージを併せてしまっているのですね。それがちょっと分かりにくくしているところがあって、別に庁舎の中にある、ないとかではなくて、実際に業務がどういう指示監督や、縦系列、横連携なのかというのがもっと分かったほうがいいのかと思いますので、それもちょっと併せて検証していただければと思います。

○**区再編推進事業本部長** 持ち帰って、資料作成のほうは検討してまいります、分かりやすくということだと受け止めておりますので、そのように調整してまいります。

○**齋藤和志委員** その資料のやり取りはどのようなふうな形でしょうか。当局のほうから出してもらったもので、もうそれでいいと。その間のやり取りはないということになるのですか。

○**高林修委員長** 基本的にやり取りは、委員会での議論のときにその話をさせていただきたいので、よろしくをお願いします。

○**齋藤和志委員** そういうことならそれではっきりさせてもらいます。

○**高林修委員長** それでは、今の件については、改善を求めたいということでもよろしいですね。

それでは次に行きます。3番の区役所、4番の区役所、業務についてですが、自民党からまず説明してください。

○**齋藤和志委員** この業務についても、今お話ししたとおりです。業務と組織のほうは一對になってきますので、業務をどういう組織でやるかというのがはっきりしていただければ、それで結構です。

○**区再編推進事業本部長** 3番の項目に関しては、内容欄に地域づくり、地域の課題解決というようなことの御指摘をいただいておりますので、主に区役所業務になろうかと思っておりますけれども、そちらのことについて、今御指摘のあった可視化ということでもよろしいというふうに受け止めましたが。

○**齋藤和志委員** それで結構です。

○**高林修委員長** 私のほうから、齋藤委員に1点、ここの理由のところでも2ボツ目、指揮命令及び教育分野がと書いてあるけれども、説明してください。

○**齋藤和志委員** 今回のこれまでの資料の中に、教育分野のことに関しては特に明示されていなかったものですから、そこのところも、いわゆる業務のことを可視化していくとなってくると、当然分野ごとに入っていきますので、それも併せて、当然ながらこの中で明確化していただければということです。

○**区再編推進事業本部長** 教育分野に関しては、一部相談業務を教育委員会の併任の職員が、区役所にデスクを置いて対応しているということは、これまでの資料でもお示しをしてきたところでございます。

教育分野に関しますと、これは教育委員会が執行機関として執り行っているということと、市長の権限に属することではないものですから、現状もそうですけれども、今後も教育委員会事務局、学校教育部が中心になって、全市的にしっかりと教育行政をしていくという認識でおりますので、教育分野を表すというのはちょっと厳しいと受け止めております。

○**高林修委員長** 教育分野については、②の組織のところにも関わってくることでございますから、一旦このところは、取りあえず棚上げにしてください。

それでは、3番が終わりまして、4番は共産党さんが出されているので、端的に説明してください。

○**酒井豊実委員** 書いてあるとおりでございますけれども、やはり地方自治体の目的というのは、福祉の増進ということで、そこが一番の要なわけで、それは政令指定都市の区政の中では、行政区がしっかりと密着性を持って、区ごとに様々な住民がいるわけですから、均質化だけではなく、均質化によって地域性というところが省かれる側面を非常に危惧していますので、地域密着性をより強くすべきという点で、今までの在り方をさらに太くしていくということをここでは言いたいということです。

それから、本庁と区役所の関係ですが、ここに総括と調整というふうに書いてあるわけですが、そういうことではなくて、都市内分権の再構築を図るべきではないかと。それから区長権限の強化。特に天竜区は総合区などとして、区単位の都市計画や地域づくり計画に基づく区の事業と予算が確保でき

るようにできないかということ質問しています。

それに対する回答が若干あって、資料として総合区の設置についても頂いておりますけれども、この回答の中で、天竜区の場合にはということの記載で、これは副区長のことですか、ここの説明、回答がちょっと分かりにくいので説明を願いたいです。

○高林修委員長 酒井委員、これは質問というよりも、対案ですよ。総合区とはっきり言っているわけですから。

事業本部長、回答のところで不明確なところがあるそうですので。

○区再編推進事業本部長 副市長のところということでもよろしいですか。2ポツ目のところに、今酒井委員御指摘のコメントを記載しております。まず、区長に関しては、現在も本庁の部局長と同様の職務権限を有しておりますが、これは変更しないということ。なお書きのところでございますが、もし再編後、天竜区が単独になる場合、ここには、現在の天竜区役所に区を専任で所管する副市長を配置するというところでございます。

○酒井豊実委員 分かりにくいと申しましたのは、この記載で天竜区役所に副市長を配置すると。ただしその副市長は、全ての区に関することを専任で天竜区役所にいながら采配を振るというふう読み取れるので、そこが分かりにくいのですが。

最初のイメージは、天竜区、あるいは中山間地域に目を光らせて、しっかりと取り組んでいただけるというイメージでの提案かと思ったら、そうではない説明かと思うのでよろしく。

○高林修委員長 これ、1枚めくってもらってナンバー11、区長の権限、公明党さんが出していますが、これとも関連するので、この話に入っていただきますが、何か御発言ありますか。総合区の資料は公明党さんも出されているので、資料を添付していますが、何かありますか。

これは結局、認定を判断する項目は今業務となっていて、ただ共産党さんは総合区の話とか、それに関して当局のほうで担当副市長の話も回答していますので、そうすると11番は当然関わってくるということふうに思っていますので、公明党さんも特に言う点があればおっしゃってください。

○松下正行委員 この11番の区長の権限というところで言わせていただきたいのは、今の共産党さんの答えとちょっとダブるのですが、要するに、天竜区に担当副市長が配置されて、全体の区のことをやっていくという内容でして、当然ながら、例えば単独になった場合の天竜区の区長とは兼任できないということも前の委員会で明確に言われていましたので、そうすると、逆に総合区とか総合区長にしていたほうがいいのではないかとこの観点で質問をしています。その内容が明確に分かればということ、資料を出していただいたということですが、通常の区よりは、区長の権限は確かに強くなるなどというふうに感じているのですが、副市長と区長との関係性といいますか、そこが明確になると判断しやすいかということで質問させていただきました。

○高林修委員長 共産党さんも公明党さんも、要するに担当副市長にという当局の案に対して、対案として総合区というふうに出されているということでもよろしいですか。そうではなくて、取りあえずは当局の考え方を聞きたいのか。

○松下正行委員 対案ではなくて、めり張りがはっきり分かれば判断できるのでということです。

○酒井豊実委員 まず、明確に説明をしていただきたい。それを理解した上で、私どもは総合区、あるいは総合区長というほうがよいのではないかとこの提案です。

○高林修委員長 ですから、当局が言っている担当副市長の案については反対だということですね。

○酒井豊実委員 それも比較するためにさらに深めたいというところがありますが。

○高林修委員長 比較検討すれば考え方も変わるのですか。

○酒井豊実委員 それはなかなか難しいところがありますので、もう少し研究を深めないといけないということです。

○高林修委員長 それでは、今のお2人の質問に対して、今の段階でお答えできる範囲で結構です。

○鈴木副市長 総合区と副市長の権限の違いは、お示しましたこの資料の権限のところにあります。副市長にすると、総合区の特別職である区長よりも人事権なり予算編成権がしっかりと備わった職務になっていますので、天竜区のみならず、区全体の総合的なバランスも含めて、また地域的な差異も踏まえて、事業執行の指揮監督ができるというメリットがあります。もし御理解いただけるなら、より権限の強い副市長を配置したほうが実効性があり、中山間地、過疎地の地域課題にも的確に対応できると思っています。

○高林修委員長 一応確認ですけれども、副市長。お2人は、天竜区を総合区にという話だったのですけれども、当局の提案はあくまで担当副市長は3区、4区、2区とかでよろしいですね、その違いはありますよね。

松下委員、この件は、8月に天竜区の取扱いというのがありますので、それまでには当然判断しなくてはいけないと思っていますが、今日のところは当局の今の説明でよろしいでしょうか。

○松下正行委員 はい。

○高林修委員長 酒井委員は。

○酒井豊実委員 今、副市長の説明で、副市長を区にまず置いて、ほかの区も含めて強い権限でもって当たるということでした。ちょっと今までの認識と違って来たと思っているので、そのあたりもう少し検討を加えないといけないと改めて思ったというのが感想です。

○高林修委員長 それでは、会派に持ち帰って検討してください。お願いします。

○太田康隆委員 認定項目とか、認定を判断する項目というところは外れて、当局が天竜区単独の場合には天竜区役所に区を専任で担当する副市長を置くということを言われました。それについての権限であるとか、詳細が我々には示されていないので、例えば今の区における区長の権限を予算権限も含めてきちんともう一度精査するとか、そういうことで解消できないのか。

それから、天竜区に置くことの意味ですよね。一見その言葉は、天竜区の皆さんにとっては非常にありがたいように聞こえるけれども、具体的にどうなのかということで見えていくと、副市長が持っている区に関する権限について、調整事があるときには全部天竜に行かなければいけないとか、そういうことにもなるわけで、それが物理的に適正なのかどうなのかも含めて、当局が天竜区に云々ということのもう少し詳しい、先ほどの齋藤委員が質問された関連図のようなことも含めて、権限とか、そういったことの資料を示していただかないと、ちょっと判断つきかねるということで、ぜひ資料をお示しいただきたいと思います。

○高林修委員長 事業本部長、今の太田康隆委員のおっしゃることで、担当副市長の権限とか、区長との役割分担とか、そういうものは示していただけますか。

○区再編推進事業本部長 はい。

○高林修委員長 これはいつまでに。

○太田康隆委員 判断ができるまでです。来週に示してくれとかという話ではないですけれども、可及的速やかにということ。

○高林修委員長 先ほど私も申し上げたように、8月のところでは天竜区の在り方について判断しなくてはいけないものですから、当然その前までには示してもらいたいということで、副市長、よろしいですか。

○鈴木副市長 はい。

○高林修委員長 それでは、4番はこれで終わります。11番も一応済んだということにしてください。それでは、次にナンバー5、区役所の職員、これは自民党のほうから出ていますので、御説明をお願いします。

○齋藤和志委員 区再編後に、非常勤職員さんを正規職員に置き換えたりとか、職員についての制度がなかなか不明確だということがあるものですから、そこをしっかりと出してもらいたいということです。それから、2ポツ目の本庁職員数と区役所職員数の比較というのは、区役所職員のほうは一覧表が出ましたが、本庁全体との比較が出ていないものですから、それをお願いしたいということです。

それから、3つ目のポツのところについては、これは地域拠点の中の地域協議会の2層のほうとちょっと絡んでくるものですから、ここのところとコミュニティ担当職員と、もう少し広いエリア担当職員、そこら辺の配置の考え方を示してもらいたいということです。理由としては、そこに職員の質的確保とありますが、これは質的に高いか低いかというのはなかなか難しい話で、こういったものにやる気のある職員の配置をお願いしたいという意図です。

以上です。

○高林修委員長 齋藤委員、まず今のナンバー5、回答がありません。

それから、ページをめくっていただいて、ナンバー20、これは区役所・行政センター・協働センター、確かにこの3つの地域拠点のことですけれど、ここでも自民党のほうから正規職員等とあります。これについても当局からは回答がありません。それから21についても、回答がありませんが、事業本部長、回答がないことについて理由は何でしょうか。

○区再編推進事業本部長 先ほども少し触れさせていただきましたが、幾つか回答がない欄がありますけれども、いま一度御質問の趣旨を確認させていただきたいということで空欄とさせていただいたのでございます。

○高林修委員長 齋藤委員の発言で、ある程度理解はいただけましたでしょうか。

○区再編推進事業本部長 制度が分かりにくいであるとか、エリアマネージャー等々の配置の具体的な考え方を確認したいというような意図と受け止めました。

○齋藤和志委員 それで結構です。

○高林修委員長 齋藤委員、先ほど私が申し上げた後のところについても同様のことで。

○齋藤和志委員 はい、そうです。同じです。

○高林修委員長 それでは、このことに関しては今申し上げたように、取りあえず、ナンバー5とナンバー20と21はチェックしてください。

これは、いつまでという話はしましたか。

○齋藤和志委員 今のやり取りの中では、その結論をいつまでというの示されていません。

○高林修委員長 いつまでという要望はありますか。

○齋藤和志委員 なかなか大変かとは思いますが、先ほどの相関図の関係については、できたら今週ぐらいまでという話はあったので、それに合わせてというとなかなかきついですか。

○総務部長 ただいま質問の趣旨は確認させていただきましたので、これで中身として確認させてい

ただいた、特に会計年度、再任用、正規職員というところの非常勤の役割が不明確というのは、単純に業種としての違いと思ったのですけれども、区として再編された中での役割の違いということでよろしいですね。

〔「そういうことです」と呼ぶ者あり〕

○総務部長 ということであれば、実際に今行われているものを踏まえてお示ししたいと思いますので、割合早期にそこは可能だと思っておりますけれども、先ほどの業務の関連のところのお話に併せてお答えしたいと思います。

○齋藤和志委員 了解しました。

○高林修委員長 それでは、次のナンバー6と7と8、予算の在り方についてですが、まずナンバー6の自民党から説明をしてください。

○加茂俊武委員 6番は今、回答を頂いて何となく分かりましたけれども、17番とちょっと関係があるのかと思いついて見ているのですが、17番と絡めて当局の説明をいただくと、命令系統だと思うので。区長、副区長、行政センター所長、協働センター所長という指示命令系統となるということは、これは予算的にも反対になるという解釈でいいのか、その辺はどうでしょうか。

○区再編推進事業本部長 予算的な話でございます。区長の権限というのは、本庁の部局長と同様でございます。所管する部局を取りまとめて予算要求するということです。財務当局に予算要求し、予算編成過程における折衝等々を財務当局としていくというようなことでございます。

当然、区長は区役所組織のトップでございますので、その配下である各組織、例えば今加茂委員が言われたナンバー17の回答欄のところでは、区長をトップに副区長がいます。そして行政センターの所長は区における課長相当職になります。協働センター、再編後に私どもが提案しているのは第2種協働センターということで、いわゆる本庁施設長級の職にはなりませんけれども、ここは課長職の下につくというような形になりますので、予算要求をするに当たっては、それぞれの区組織の施設長であるとか、所属の長が必要な予算を取りまとめて、区長と調整をした上で、区として全体の予算要求をしていくということでございます。

○加茂俊武委員 そこに副区長も絡むということではいいですか、今の当局案では。

○区再編推進事業本部長 副区長は、いわゆる本庁でいうと次長級になりますので、当然副区長もラインの中では関わってくるということになります。

○加茂俊武委員 天竜区に置くと言った副市長がここに入ってきますか。

○区再編推進事業本部長 例えば、新たな政策提案とか、そういったことをする場合は、今でも副市長調整をするというようなプロセスがございます。区政を所管する専任の副市長を仮に配置したとするならば、区役所で新たな事業立てをしていくときには、担当の副市長調整をしていくことが想定されます。

○加茂俊武委員 これは会派に持ち帰って、またどういうふうな予算体系で要求されていくのかというのがちょっと見えないのですが、コミュニティ担当職員というエリアマネージャーの配置とか、齋藤委員が言われた質問が返ってきたときに、またそれを見ながら、地域力向上事業は一体どこで、協働センターで提案をして行政センターに上がって、それでどうなって予算化されていくのかというのが、相関図が出ると分かりやすいのかと思いますが、その辺は具体的に出来ますか。齋藤委員が言われたものと一緒に。

○高林修委員長 一応回答にはなっているので、これを図にしてくれということですよ。

○加茂俊武委員 図を見れば予算要求の仕方も分かりますか。図を見てからでいいですか。

○高林修委員長 事業本部長、今すぐできませんでも結構ですよ。時間が欲しいのなら構いませんので、取りあえず保留にしてくれても結構ですから。

○区再編推進事業本部長 予算要求のフロー図というようなことでしょうか。

○加茂俊武委員 そのエリア相関図が出たときに、多分エリアマネージャーというのが行政センター長になるのか、区長になるのか、よく分からないですけれども、そういうものが出たときに、協働センターがやりたいと言った事業をまずはそこへ持って行って、そこから今度区長へ持って行って、区長から副市長へ持って行って予算化されるとか、その辺がちょっと見えません。

○鈴木副市長 今、私がいろいろお話を伺って考えたまとめは、今は区役所の担当副市長というのは私がやっています、区役所のいろいろな課題解決、もしくは必要な予算立て、また必要な職員配置、あらかじめ相談があったりはします。しかしながら、基本的には区長は部長級でございますので、ほかの本庁部長と同じく、人事のことについては人事課、総務部長へ、そして予算のことは財政課、財務部長へ要求していきます。全てまとまった要求案をその上の会議である市長調整で予算を査定し編成します。これからは、副市長が区役所の所管になって専任副市長という形の位置づけでの役割になりますと、実際にその区役所の仕事のための必要な予算立て、または必要な人事配置については、直接自らが区長と調整するという形で直接統括しますので、極めて有効に区役所のいろいろな行政ニーズに的確にスピーディーに関わるということになります。そういう今までとの違いがありますということです。

○高林修委員長 今、副市長からかなり具体的に、今までより突っ込んだ回答です。

○加茂俊武委員 今まで7人の区長がそれぞれそういう編成会議もやっていたものが、区の数に合わせて、そこに副市長が入るというか、区の専任になると。2区だったら2人の区長が予算編成をしていくという理解でいいですよ。

○高林修委員長 今、副市長が答えていただいたので、議事録に載りますので、それを見てまたこちらのほうも確認させていただきたいと思います。

さっきちょっと言われましたけれども、そもそも組織そのもの、あと市民クラブさんも書かれていますが、組織そのものは、具体的なものは示されていないわけです。その中でも、予算権限とか人事権ということについては、もう少し時間が必要かと思えますけれども、あくまでこれは地域拠点の話で、どうしてもここまでの話になってしまうのは仕方がないので、その都度御回答いただいていますけれども。

○加茂俊武委員 相関図とかが出て、また会派で検討したいと思います。

○高林修委員長 そうすると、6番と17番、チェックということよろしいですか。

〔「思いが違う」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 では、17番はチェックはやめます。

それでは、次に7番です。予算の在り方、明確な当局提案がないという市民クラブさんですが、岩田委員。今までの議論も含めて、端的に。

○岩田邦泰委員 僕の理解をもう一回、おさらいみたいになってしまいますが、要は天竜区が単独の場合の副市長を置く場合には、副市長の裁量で予算が取れるようになるというのが1点と、それから天竜区が複合ではなく、普通に副市長を置かないというパターンになった場合には、今までどおり、役職のヒエラルキーのとおり、今までのとおりの予算の取り方をしていくという理解でいいわけですよ。そういうふうには理解しましたが、いいですか。

○鈴木副市長 今までは、いろいろと副市長と相談したにしても、区長があくまで予算要求、人員配

置要求をします。ですから、それは所管の部長と折衝、もしくは協議して決められ、その案がまとまったものは副市長のところに来て、市長協議の上で決めます。

これからは副市長自らが区長と調整します。必要な調整なり協議をしてから所管の部長に要求していきます。

○岩田邦泰委員 今回は、大体この予算の在り方と区長の権限というもののだけ全部のところにつけているような感じで、あとのほうは、答えがナンバー6に同じみたいになってくるのですが、基本、今伺った内容で分かりましたので、市民クラブとして、予算の在り方についてはこれ以降また出てくるとは思いますが、そこも取りあえずオーケーで大丈夫です。

○高林修委員長 後からも出てくるということですが、ちょっとこのところはスピーディーにやりたいので、今予算の在り方をやっていますが、創造浜松さんがこの予算の在り方と区長権限、項目がダブっていますので、先に岩田委員にお聞きするけれども、10番についても、これは取りあえず今のお話でいいのか。区長権限となっているけれど。

○岩田邦泰委員 要は、6案に絞ってからの当局提案の中で、この辺に限って明言された資料を改めてひもといたのですけれど、見つからなかったのでこういう書き方をしています。ここで答えを頂いているので、うちとすればこれでオーケーと思っています。

○高林修委員長 では、取りあえず10番チェックということでもいいですね。

それでは、8番、予算の在り方、区長権限で、創造浜松さんから出ている質問について説明してください。

○太田利実保委員 今の話の中で、ほぼお答えを頂いたのかと思います。

当然、予算を取るということについて、区長がどういうふうに関わっていくかというのはすごく大きなところだなと思っていて、今副市長からお話を聞いて、予算編成するとき、区長が当然その区の予算をやるわけですが、そのときに既に副市長が関わりを持って、区長の意見も吸い上げながら、全体のバランスを考えて予算要求していくというふうに理解させていただきました。

ですので、そのところで区長の権限だけということを書いていくと、やはり副市長と併せてその権限を考えていかなければいけないという感想を持ちました。

○鈴木副市長 したがって、区長の権限は本庁部長と何も変わらない、今の制度運用で変えるつもりはありません。何も変えるつもりはありません。なぜなら、本庁部長というのは、全庁的、全市的いろいろな事業、計画、課題解決、さらには政策立案、そういうものを担って仕事をしています。しかし、区長にはそういう仕事がありません。しかしながら、逆に地域の特有の、さっき言ったように過疎とか、災害対策とか、そういう課題解決をするべき仕事、役割はありますので、ですから業務の内容は大いに違いますが、業務の責任の度合いは一緒だということで権限は一緒にしてあります。

ですから、その業務の違いが大きく変動しない限りは、区長の権限を変えるつもりはありませんので、区長の権限を高めるよりも副市長を配置して、区役所業務を円滑にスピーディーに課題解決に向けて仕事をさせることのほうが効果的、効率的だと思っています。

○太田利実保委員 副市長と区長の関わり、それから再編をしたとしても、今と当然、その部長クラスというところの考え方は変わらないということで理解をさせていただきました。

○高林修委員長 分かりました。

私のほうから確認ですが、この内容の中の下3行の「再編による予算の在り方については、現在の7区へのバランスとどう変わるか」ということですが、このことに関しても今の副市長の説明でよ

ろしいですか。

○太田利実保委員 はい。

○高林修委員長 いいですね。

これ、バランスとどう変わるかと、要するに区長権限と副市長の権限について新たな提案ですので、変わるといえば変わるので、バランスという意味がちょっとよく分からなかったの。

○太田利実保委員 はい、ちょっと抽象的な言い方をしていますけれども、今の説明でいいです。

○関イテロー副委員長 最初に副市長が天竜区にというようなお話でしたので、そうした場合に、では、ほかの区はどうなるのですかと。ただ、先ほどのお話から言うと、区全体を見る副市長だというお話だったので、そういう意味でその認識のずれによって、このバランスという言葉が生まれたということ。

○高林修委員長 それでは、次、ナンバー9、これは自民党ですが、これはこれで割合端的に書いてあるので。

○加茂俊武委員 遵守していくということで結構です。理解しました。ただ、区長権限とか副市長権限みたいなのは後でもう一回やるということでもいいですね。

○高林修委員長 副市長権限と区長権限ね。

○加茂俊武委員 区長権限について、予算の在り方とかと一緒に。

○高林修委員長 それは出してもらうので。

○加茂俊武委員 また出してもらってからやるということで結構です。

○高林修委員長 ただ、私が聞いたかったのは、この浜松市区における総合行政の推進に関する規則は継続するというので、まあ、これは全協や委員会の中で、もうずっと自民党は言っていることなので。

○加茂俊武委員 それはいいです。

○高林修委員長 はい、では、これはチェックということで。

○太田康隆委員 先ほど予算の関係も含めて、予算の流れとは違うよということにはならないと思うので、浜松市区における総合行政の推進に関する規則が、区長の情報収集、連絡調整も含めて、今までは区のまちづくりについてもしっかりと区長が担ってきたと。区にある区長傘下の部局、まちづくり課であるとか区民生活課、福祉もちろんですけども、直轄事業所も含めて、区長が調整の機能を果たせたということなので、そこは変わらないという認識でいいですね。この19年につくった総合行政の推進に関する規則は遵守するところに書いてあるので。

○鈴木副市長 変わりません。

○太田康隆委員 はい、分かりました。

○高林修委員長 よろしいですね。このことに関して僕も一言、二言、本当は言いたいけれどもやめておきます。

それでは、ナンバー12、区役所、施設・設備維持管理（削減額）、これは自民党さん、どなたですか。

○齋藤和志委員 今回の区再編の中で、やはりこれも大変重要な事項だということで、そこらを明示して考え方をはっきりしてもらいたいということですので、回答欄のほうに、そのところにいわゆる新しい施設を維持、建設しないとか、維持することを前提としているため、増減額は生じないという、この回答が出ているということですから、これでしっかり人員の削減額というのが大体、間違いないということでもよろしいですね。

○区再編推進事業本部長 委員御指摘のとおり、施設に関わる部分の増減は当局の提案では見込んでおらないので、生じないということでございます。先月の委員会でもお示した人員の削減が、削減効果額に反映していくということでございます。

○高林修委員長 齋藤委員、よろしいですか。

○齋藤和志委員 はい。

○高林修委員長 それでは、ナンバー13、区役所、メリットの増ということで、自民党さんのほうからどなたですか。これはなかなか難しい。

○齋藤和志委員 そこに書いてあるとおりで、現行の区のところと再編をやったときに、これから多分いろいろな形で再編したほうがメリット、こういったことがよくなるよということが必要になってくるものですから、そこら辺を具体的にあればということで回答を求めたと、趣旨はこういうところです。

それで、その回答欄を見ますと、やはり先ほどの話と関係してきますけれども、人員が削減した分だけ市民サービスのほうのところを人員を充てていくという考え方というような回答に見えてきます。そういうことで、今後これをもう少し具体的に、さっきのナンバー8ではないですが、どこにどのような形で具体的に落として対応していくかというのが見えてくればなおいいということですが、そこらはいかがでしょうか。

○区再編推進事業本部長 市民サービスの向上に充当するというようなことで記載させていただいてありますが、例えば新たな行政需要であるとか、臨時的に対応していかなければいけない事業が生じたときにしっかりと手当てできる体制ということでございます。

○高林修委員長 1点、この回答のところでも1ポツ目、「管理職の減などによる職員数の削減による人件費の削減効果が見込まれ」と、これはいいですが、職員数については具体的にはともかくということでもよろしいですか。

○総務部長 6月16日の別紙2を御覧いただければお分かりになると思いますが、まず一義的には区の数が今よりも減るということであるとすると、その分の管理職に関してはやっぱり減をしていく。施設の数は変わらなかったり、サービスの提供数は変わらないですけれども、先ほど来、申し上げているような、例えば、福祉でありますとか、土木はもともとそうですけれども、そういうタイプで本庁組織になっていったりすることによって人員が統合されたり、あるいは再配置されたりということが起こり得るのですけれども。

こうした中でその実情を踏まえてそれぞれカウントしていくと、一定程度職員のスケールメリットが出てまいりますので、その業務別に応じて、この間の別紙2にも書いてございますけれども、一定程度スケールメリットがどう出てくるのかということもカウントした中で、今回人員の試算をさせていただいてあるというところでございます、それはあくまでも現在そのままやっていた場合、けれども箇所数が変わった場合というところを考慮したものでございますので、今お話があったように最終的にどういうサービスをどういうふう提供していくかというところは、委員会でもお話をされますので、それに沿った形で配置というものは若干数が変わっていくと認識しておりますし、当局として提案させていただいているメリット、ここで御質問があったところについては、まず具体的に出ているのはコミュニティの関係で増員を図っていくというところを御提案しているという状況でございます。

○齋藤和志委員 そのとおりだと思います。これまで話した中で業務内容、それに伴う組織、それに対する人員、職員のこういったものが出てくると思いますので、そこら辺の概要がある程度煮詰まるというか、固まってきた段階で組織の体制だとかそれに伴う中の人、人数、職員、そこらが出てくると思

いますので、考え方は今、総務部長が言われたとおりだと思いますので、私はそれでいいと思っています。

○高林修委員長 よろしいですね、齋藤委員。

○齋藤和志委員 はい。

○高林修委員長 それでは、ナンバー14、区役所、メリットの増、これは公明党さんですが、お願いします。

○松下正行委員 今の自民党さんの答えとプラスこの回答で、大枠もういいかという感じがしますが、言葉だけなので、やはり分かりやすい資料というのが具体的にある程度固まった時点ですべて出していると非常に分かりやすいかと。それは齋藤委員も言っていたとおりだと私も思いますので。

ただ、前期は基本的に行政センターというのを考えていない当局案で、要するに施設もなくなる、それから人もいなくなるということで、両方のメリットがあるという提示だったと思いますので、今回は行政センターを残すという基本的なスタンスで考えると、管理職が明確にどれくらい減ってくるのかとか、行政センターの管理職はいないのかとか、そういう具体的なものが何か提示があると非常に分かりやすいですけれども、このうちの質問に対する答えというのが言葉尻の説明だけになるので、そういったものが今後、ある程度具体的になったときに提示をしていただけると助かる、そういうことです。

○高林修委員長 そういう具体的な図なり数値なりというのを求めますよね。

○松下正行委員 今の時点で出せるのだったら出してほしいですけれども、出せないというのであれば、もう少し先に。

○高林修委員長 先ほどの総務部長の説明で取りあえず、今回は収めるということ。

続いて15番、区役所の現行課題への対応、自民党浜松さん、齋藤委員。

○齋藤和志委員 これはもうここに書いたとおりで、何かそういったもの、課題が今の区の中で、現行区の運営の中でどういうのが課題で、それが区再編をやるとどういったものがと、ちょっと大ざっぱ過ぎますが、そこら辺いかがかということです。

○高林修委員長 事業本部長、後の公明党も同じで回答がありませんが、このところはいかでしょうか。

○区再編推進事業本部長 こちらも少し趣旨の確認ということの部分がありました。区政運営上の課題というようなことということであれば、現行区政運営で目に見えて課題があるかというような認識はしていませんが、14番の回答欄にも書かせていただいたように、区の再編をなぜしていくのかというようなことに関して言うと、激変する社会経済状況や市民ニーズの変化、そういったものに柔軟に対応していく持続可能な行政運営の仕組みをつくっていかねばいけないというようなことで、区の再編が必要であるというような判断に至り、検討をしているという認識をしておりますので、そのような状況で、区政運営上の課題というようなところに関しては、個別具体的に何かあるという認識はしていません。

○齋藤和志委員 これまでの議論の中のメリットというところにつながってくると思いますので、多分その中の回答の中で、今述べられたようなことも含めてと思っていますので、そういうことでよろしいですね。

○高林修委員長 16番、公明党さん、同じことだと思いますが、松下委員。

○松下正行委員 私が想定していた答えとしては、例えば区役所にならない行政センターと協働センターの、これは前にも言ったと思いますけれども、結局、協働センターでできることをわざわざ区役所

へ行ったりとか、そういったことをなくすようにすることがちょっと課題かというふうに思ったのですが、そういう意味合いでの答えは出てこなかったもので、今言われる区政運営についての課題というのは基本的にはないという当局の受け止め方でいいですか。ちょっとこれは確認です。

○区再編推進事業本部長 組織運営上という観点で先ほどお答えをさせていただきました。市民の方々の動線に関しては、サービス提供できる施設を拠点として配置している前提がございますので、強制力はないものと認識しておりますが、従前から御指摘いただいているように、あえて区役所まで行かなくてもできる拠点は幾つかございますので、しっかり周知していくことは必要だと認識しております。

○高林修委員長 今のお答えを聞いて、当然改善を求めるわけですね。

○松下正行委員 実行後、しっかりと地域に周知していただくと。

○高林修委員長 そういうことで、よろしいですね。

それでは、17番、区役所・行政センター・協働センターの組織（構成）で、これは17、18については両方とも自民党さんなので、これは併せてお願いしたいですけれども。

○鈴木育男委員 17番は私からで。今の話にも出てきましたけれども、私は別紙8のイメージを見て、こういうことだろうなと思って、要するに行政の業務の流れはこういうことでしょうかということですが、行政センター、今までの区だったところの下にそれぞれの協働センターがつくということで、こういう話になっていると思うのですが、ボトムアップしていくときに区役所がある協働センターと、行政センターの下の協働センターとでは、地域づくりだとかそういったような話のときにどういう形で、上から下がってくるのかがここに答えに書いてあるような形だけれども、下から上がっていくときにはどうなるのだろうか。要するに上から下がるのと下から上がるのと、もうちょっと丁寧に書けばよかったのだけれども、デメリットとならない体制が云々というような、そういう意味合いのつもりです。

ですから、その辺はどうですか。まるっきり上から下へ下りてくるのと下から上へ上がるのは一緒ですか。

○総務部長 少し補足させていただくと、上からの指示命令と、下からの具申というか、あるいは予算要求も含めてということだと思えますが、これは全くこのルートでというふうに考えております。

あと、この間の別紙8を、先ほど齋藤委員からのお話にもあった分かりやすくということで、少し検討させていただきますけれども、行政センターにつきましては、区の中にも今、まちづくり課ですとか区振興課ですとか課があるわけですが、その課長さんがいらっしゃいますけれども、行政センター長についてはその課長級ということで考えております。

冒頭の御質問に関しては、書かせていただいた回答の逆を行って、下からの何か上申していくものがあれば上がっていくというふうに考えております。

○鈴木育男委員 例えば、行政センターの場合だと、上がっていくその担当の行政センター長は上の区の振興課長に言って、その上で行政センター長が通って、振興課長に言って、副区長、区長ではないよね、順序が。そうはならないですか。

○総務部長 案件にもよるかとは思いますが、今申し上げたように行政センター長は区振興課長ですとかまちづくり課長と同列の課長というふうに配置すると考えておりますので、当然横の連携も必要ですが、直接には今申し上げたように上に上がると考えております。

○鈴木育男委員 それは分かるのだけれども、だから、私が何を言いたいかということ、少なくとも協働センター単位の地域づくりだとかそういったこと、地域自治の話が、行政センターの場合には面倒くさいルートを通して、要するに余分なことをしないと区までつながらないとか、区長までつながらない

とかというようなことが起こってはいけないから、それはみんな同じにしてくれと。区役所ではなくなるところもあるわけで、区役所で残ったところと、行政センターになったところと、少なくとも市民サービス、それから地域のいろいろな課題だとか地域自治の話だとかに差がつかないように、ルートにしても何にしてもしてほしいということです。その辺はどうですか。

○**総務部長** 今おっしゃっていただいたような形で少し実現できるようにしていきたいと思います。

○**鈴木育男委員** その辺をしっかりとやっていただきたいと思います。なので、そういったことでこれから重要になる、今まで話をしてきたコミ担の役割だとかコミ担の管理だとか、それを旧の区で勘定するのか、新しい区で勘定するのか、どういうふうにするかとかね、そういったことも本当に大きな課題になってくる。これからの議論でいいと思いますから、そういったことも含めていろいろこれから考えていただきたいと思います。

以上です。

○**高林修委員長** そうすると、18番、鈴木育男委員、これは。

○**鈴木育男委員** まあ、同じことだけれども。

○**高林修委員長** いいですか。今の総務部長の御答弁もしっかり受け止めて、また確認していきたいと思いますが、よろしいですね。では、17、18と。

それでは、次、22番に行きます。

〔「19番」と呼ぶ者あり〕

○**高林修委員長** 19はさっき、チェック済みということで終わっていますので、先ほど申し上げているつもりですが、19、20、21はもう終わっています。

それで、22、ここも区役所・行政センター・支所の職員のこと、これは共産党さんですね。説明をお願いします。

○**酒井豊実委員** これは先般示された再編後の職員数の試算についてということで、前回は話が出たつもりでしたが書いておきました。福祉事務所、一番大事なところでこういう大幅な人員削減が全体としてはあると、4区案のナンバー11、2区案の2でもそのような数字になっているのは御承知のとおりだと思いますが、こういうやり方ではサービスが行き届かなくなるのではないかとということで質問をいたしました。

○**高林修委員長** 酒井委員、申し訳ないですが、この件については前回もお話が出ていると思いましたが、当局の回答はこのように書いてありますが、この回答についてさらに御質問がありますか。

○**酒井豊実委員** ちょっと申し訳ない。回答を読み込んでいないので。バックヤード事務というのを具体的に言ってください。

○**総務部次長（人事課長）** こちらの回答欄にも記載してございますけれども、それぞれの窓口業務、こちらについては申請とかそういった受付業務は実施いたしますけれども、以前資料にもお示ししましたとおり、その認定ですとか、そういった業務につきましては行政センターあるいは区役所のほうで担うということで、その数が先般お示ししました職員数の数に現れているというものでございます。

○**高林修委員長** 結論としては、言葉で言うと、市民サービスの低下はないということですか。

○**総務部次長（人事課長）** そうです。窓口業務はそのまま引き続き現場で行いますので、特段の支障は生じないと認識しております。

○**高林修委員長** という当局の回答が、これで議事録に載りますので、もし今後そういうことで、今の話でなかったら、また酒井委員のほうから指摘してください。

22番は、チェックになります。

それで、23番は先ほど17番でも同じことだったので、これはチェック済みにさせていただきます。

それでは、6ページに行きます。

ナンバー24、25、26が行政センターの業務ということでくくられています。3つとも自民党さんですが、この3つをくくって上手に説明してください。

○加茂俊武委員 この回答だと取りあえず全く……以前の資料だと住民投票のときの北区役所、西区役所の業務を行政センターでやりますという回答でしたが、これだと全てやるということによろしいでしょうか。区役所と変わらないと、行政センターは全く変わらないと。選挙管理委員会以外は。

○市民部長 これまでの特別委員会等でのお答えの内容と今回の回答は少し内容を変えてございます。これまでは、現行区役所で行っている業務が行政センターでは取り扱わないことになりそうな業務が約18ほどありますよというようなお話をさせていただいたかと思えます。

これらの業務について、当局で改めて行政センターで取り扱うことができないか精査をした結果、回答欄でお示しをさせていただいているとおり、全て再編後の行政センターにおいて行うことができると確認が取れたものですから、以後におきましてはこの認識の下で御検討いただければと思います。

○加茂俊武委員 そうすると537でしたかね、その業務を全てやるということによろしいですね。確認します。

○市民部長 数字については時点の捉え方があってずれてしまうかもしれないですが、基本的に現行区役所で行っている業務については、再編後の行政センターにおいても同じサービスを提供するということでお答えをさせていただきたいと思えます。

○太田康隆委員 行政センターについては住民投票のときにお示しした内容でということが確かに書いてありました。あのときの説明ですと、区役所で取り扱う業務の99.8%が可能だと思いますというような、そういう表現でした。それで、今回、可能ですとなりました。

6月16日に示していただいた再編後の職員の張りつき方ですね。これで見えていくと、例えば西区を例にとると、現行職員総数というのは区役所に120名、正確に言うとこれは福祉事務所、健康づくり課、土木整備事務所、全て含めて120名ということだと思います。これが行政センターになると、西区でいますと64名、約半分になるということだけでも、半分の職員で530に上る業務が可能なのかどうかというあたりが、どうも得心がいかないのですよ。

ですので、また別に業務数にこだわるわけではなくて、要するに人の配置と取扱い業務というのは、おおよそ相関関係があるわけで、できますよということがちょっとその説明、この回答だけではにわかには信じられないと。そんなことが果たして可能なのだろうかという、そういう思いですので、またすぐには言いませんが、少しその辺の補足を次回以降で結構ですから、していただきたいと。あるいは資料を示していただきたいです。

○加茂俊武委員 役職ですけれども、行政センター長が課長ということは、行政センターの中には基本的に1人ということでもいいですね。管理職は課長1人で。

○総務部次長（人事課長） 管理職という定義をしていただきますと、課長、それから課長補佐、あるいは専門監という職がそこかもしれませんけれども、役職としてのトップは課長級という形で考えております。

○加茂俊武委員 課長と課長補佐を削減して管理職を削減するという話だったと思うのですが、そうすると、課長と課長補佐が1人ぐらい就くのですか。グループ長か。そこだけ、ちょっと。

○**総務部次長（人事課長）** 例えば区役所で考えていただきますと、区長がおりまして副区長がおります。それから、区の振興課長ですとか、それから健康づくり課長、様々な課長が四、五人いると思います。その下に管理職としては課長補佐がそれぞれおります。

これが行政センターに替わりますと、トップが行政センター長で課長級ということになりますので、その下の職員は役職としては課長補佐級ですとかグループ長級、そこは任用の形で級はちょっと変わるかもしれませんが、一応組織としては行政センターを課相当とするということで考えております。

○**加茂俊武委員** ちょっとまた分からなくなってきたので、またそれ、組織……

○**高林修委員長** 今の役職の件についてはちょっと図で示してもらったほうが簡単かもしれないのでお願いします。要するに、旧区役所が行政センターになるけれども、当然そこにはもう区長はいないわけだから、トップは行政センター長になりますね。その人の役職が課長級という。

目に見えるように書いてもらえば、加茂委員、納得はするでしょう。

○**加茂俊武委員** この6月16日の別紙2で、区振興課長、課長補佐、7から2になっています。マイナス5ということは、行政センターには、課長補佐もいないと私は思っていますが、その辺をはっきりさせてください。

○**高林修委員長** もしこの別紙2に訂正があるのだったら訂正してもらえばいいですけども、取りあえずはもう一度、改めて書いてください。お願いします。

ということで、自民党浜松さんは24、25、26についてはよろしいですか。

〔「説明は理解した」と呼ぶ者あり〕

○**総務部次長（人事課長）** そういたしましたら、6月16日、今御指摘いただきました別紙2を御覧いただければと思います。

そちらの1の表でございますが、例えば2区の場合の例ということで、今御指摘のとおり、区長が今現在7人おりますと。区を再編しますと2人となりますが、区振興課長が7人から2人で5人減と。その下を御覧いただきますと先ほど御指摘いただきました行政センター所長、これが下に書いてあるのですけれども、例えばこの方を区振興課長の横に入るとすると5人。その下に課長補佐級という……。ごめんなさい、5人ではなく……

○**高林修委員長** これはちょっと、訂正版を出してもらったほうがいいかな。

○**総務部長** いずれにしても、もう少し分かりやすいようにお見せします。若干、補足をここでさせていただきますと、今、区長、区振興課長とありますけれども、ここは省略してありますけれどもこの間にまちづくり課長ですとか、ほかの課も全部あって、それぞれに課長、課長補佐があって、減していったところを表現したかったのですが、それをちょっとまとめてしまっているのこういう表現になっております。

○**加茂俊武委員** 現状と行政センターの組織を出してください。

○**高林修委員長** 自民党浜松さんは、だから24、25、26について取りあえずは話を聞いて理解はしたと。理解はしたけれども了解ではないというところでいいですか。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○**高林修委員長** 分かりました。24、25、26、チェック。

27、29、岩田委員。

○**岩田邦泰委員** 本当は中項目でまとめておけばよかったなと思ったのですけれども。

○**高林修委員長** では、これはいいですね。

○岩田邦泰委員 いいです。

○高林修委員長 それで、行政センターの予算の在り方、ここも自民党浜松は、これはいかがですか。行政センターの予算の在り方については、区役所の予算の在り方もほとんど変わらないですし、先ほどの質疑の中でもありましたが。

〔「資料をもらってからで」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 では、この28もチェックということでお願いします。

それから、先ほど区役所でもありましたが、30番の行政センターのメリットの増ということについてはいかがでしょうか。

○小野田康弘委員 こちらのほうもメリットというものをやはり市民に説明するためには、今後示していかないといけないということで指摘がありました。回答があるとおりですけれども、市民に見せていくための行政センターのメリットも今後、明示をお願いしたいのと、今以上によくなるものがあるかないかというのも市民の関心事だと思います。今後の絞り込みに合わせてそういうところを明示していただきたいと思いますので、こういう内容が指摘として上がっております。

○高林修委員長 では、この御回答で一旦よろしいということでもいいですか。分かりました。30チェック。

次、支所に入りますが、支所の名称はここしかありません。創造浜松さん、お願いします。

○太田利実保委員 前回もちょっとやったと思いますが、当局のほうの説明でも納得するところはあるのですが、ここで問題意識として捉えたものは、今協働センターということで定着をしているところがあって、そこを例えば天竜区の場合で言うと、もし天竜区単独になったときには、天竜区役所、そして春野支所、佐久間支所というふうになるのですが、それぞれ今は協働センターということで定着をしているということと、あとはコストを考えて、そのままにしておけば、コスト的にも市民の理解が得られるのかということです。それから、天竜区内にふれあいセンターがありますが、そこも全部協働センターという案になっていますけれども、そこはふれあいセンターと協働センターとの関係からして、今のふれあいセンターという名称を残したほうがいいのではないかと。ですから支所というところを協働センターという今のままの名称のほうがいいのではないかと。この問題意識から、この提案となりました。

○高林修委員長 一応回答はいただいています。回答に対してはいかがですか。

○太田利実保委員 回答としては、これは今この場で了承とか、そういった結論を出したほうがいいのか。

○高林修委員長 いや、結構です。そこまで言っていない。回答に対して反論があればおっしゃっていただきたいし、この回答をいただいて、なるほどと言えば、取りあえずはそういう感想でも結構です。

○関イチロー副委員長 ちょっと確認をさせていただきたいのは、要するに1種、2種というふうに取り扱い業務が違うのだから支所にするというお話だと思うのですが、これが例えば先ほどの春野協働センターという今までの呼び方、それが春野支所というような呼び方になるというふうに解釈していいでしょうか。

○区再編推進事業本部長 御指摘のとおりでございます。

○関イチロー副委員長 そうなりますと、1種、2種というのは、行政側からの部分であったり、それから取扱い業務も違うという、その解釈は分かります。ただ、住民の方たちが、この施設は何の業

務をやっている、こっちのところは何の業務をやっているかということは、あまり問題ではないですよ。それから、今さら春野協働センターといったところ、今度から春野支所にしますというのもわざわざ言い方を変えてくださいというのは、不自然というか、今まで皆さんがおっしゃっていたところを、そのようにそのまま名前で使われるということに何らデメリットはないだろうなど、市民の皆様から考えるとですね。さらには、看板の付け替えとか、その他もろもろのことのわざわざそれに統一したためにかかる経費というのも節約できるのではないかという提案です。

○太田康隆委員 私は変えたほうが良いと思います。もともと合併直後は支所というような呼び方をしていたかと思います。ちょっと違っているかもしれませんが、いずれにしても旧町村の役場が第1種協働センターで張り付いている人間も、20名近くいると思います。第2種の協働センターとは、そもそも生涯学習、それから貸し館業務をやっている第2種のところと第1種と中身が違いますので、そこはやはり区別していかないと。今後、例えば第2種協働センターの再編であるとか、いろいろ業務の見直しであるとかというような話に発展していったときに、どうも混同すると思いますので、私は賛成です。それだけ言っておきます。

○関イチロー副委員長 第1種、2種という分け方、行政上の分け方、これはこれで存在してもいいと思うのですが、今名称の話をしているので、そのところの混同は避けていただけたらと思っています。

○酒井豊実委員 合併直後は第1種の協働センターになっているところは、地域自治センターということで、これは名称として非常にいいなと思っていましたが、瞬く間に消えてしまったということがありました。支所というのは、何か命令をひたすら聞くみたいな行政の下部組織で、協働センターというところにまさしく市民協働、みんなでその地域をつくり上げていくんだと。やはり自治会を中心に、NPOとか表舞台に出てくるというのが、地域づくりの拠点だと、そういうイメージが非常に強いので、やはりこれについては現行のままだってほしいのですが、とりわけ高齢者中心のところ、各地域同じですが、そうあるべきだなと、ちょっと賛同いたします。

○高林修委員長 当局は、現時点では支所ということでよろしいわけですね。創造浜松さんから名称変更は必要ないというお話もあって、太田康隆委員のほうは変更と。一応この件に関しては、今日は決定できないので、また検討させてもらうということでよろしいですか。これは名称のことなので、地域ごとについてはなるべく早く結論づけたいのですが、いつまでにとということになると、なかなか判断が難しいところもあると思っています、というところで今日は止めておきます。

それでは、31は一応チェック。

それから、支所について、あと業務、32、33とあるのですが、これも自民党さんからですが、このところについてはどなたが。

先ほどから出ている32は各職員の業務の違いとかと書いてあって、回答がないのは先ほど来、当局の説明で聞いてはいますので、回答はありませんが、このところは先ほどの5番のところでもいいですね。そういうことで32はチェックで。

33についてはいかがでしょうか。支所のいわゆる第1種協働センター、現行のこれは必要というふうに書いてあるのですが、これは提案ですよ。必要ということですか。一番最初に言いましたけれど、この内容のところを書いてある表記について、間違っていればおっしゃってください。

○加茂俊武委員 支所、協働センターとともに支所も強化していくということが必要だという提案を自民党としては一応させていただきます。

○高林修委員長 ワンストップにするために必要ということ。

○加茂俊武委員 権限、財源強化、それに対する業務は全て行っていくのですが、権限みたいな財源とか、権限の強化はこれだと考えていないということですが、検討する余地があるのかも一切現状どおりとするのか、その辺の当局の現状の考え方がもし分かれば教えてください。

○区再編推進事業本部長 財源の強化ということでございましたが、財源の強化というのは、収入を増やすというような意味合いではなくて、執行予算の確保に向けた強化という意味でよろしいでしょうか。

○加茂俊武委員 そのとおりです。

○区再編推進事業本部長 執行予算をいかに確保していくかということに関しては、先ほど来、副市長を配置する考え方等々でも御説明したとおり、予算編成過程における意思決定を強化していくというようなことでございます。

○加茂俊武委員 承知しました。今度また予算の編成というか、相関図、また詳しいのが出てきますよね。そのときに支所の立場と協働センターとか、その辺の枠組みがどうなるかをまた見極めながら、会派でまた持ち帰って検討します。

○高林修委員長 分かりました。

34番、齋藤委員、これもチェックでいいですか。

○齋藤和志委員 さっきの32と同じです。

○高林修委員長 一緒ですね。

35、36、市民クラブさん、これも了解ということで。

37、支所のメリットの増について、自民党さん、これは先ほどの行政センターと一緒に考え方でいいですか、よろしいですね。

私の感想ですが、何か二重三重にやっているような気がするかもしれませんが、やっぱり表に落として1個1個チェックすることは大事だなと。いつも言っているように丁寧な議論をしているということで、当局の人たちもそこところは御理解いただきたいと思います。

それでは、あとは38も同じでよろしいですか、自民党さん。

39番の協働センターの位置で、40もそうですが、先に公明党さん、お願いします。

○松下正行委員 これは資料7に出ているわけですが、内容のところを見ていただくと、要するに統廃合できる場合の位置図ですとか、これも例えばなんですけど、新設はやらないという話なのですが、統廃合する中の位置図と、こういうところに新設が欲しいであろうというような位置図が出ると分かりやすいということで質問していることですが、これ資料7というのは現行を含めて今想定される位置図ということでいいと思いますが、これはそうではないということですか。

○高林修委員長 回答は資料7を参照というふうになっていまして、ちょっとこの質問に対してまともには答えているのかどうか、ちょっとよく分からないところがありますが。

○市民部長 松下委員から統廃合の方向性とか、新設するのであれば、この辺りにあるのがよいのではなからうかというものがあればというお話でございましたけれども、そういったものを想定しているものは、現状ございません。再編の基本的なスタンスということで、市民サービスを低下させないということがございますので、現在の施設をそのまま維持する中で、再編後もサービスの提供をしていきたいというふうに考えております。木で鼻をくくったような回答になって申し訳ございませんけれども、資料とすると6月18日の資料7、これがお示しできる資料ということでございます。

○松下正行委員 今までの特別委員会の議論の中でも、協働センターの位置とか議論があったと思います。それを踏まえて、要するに業務内容も含めてということになってしまいますけれども、業務内容が変わった場合に統廃合もあり得るかということと、位置的な部分で統廃合がなされると新設も必要ということも検討すべきではないかという意味で質問をさせていただいているので、今日のところはこれでよしとしますが、今後、業務と区役所と行政センターと協働センターの役割分担とかが明確に資料が出てきて、人員配置も全部そろった上で、市全体的に協働センターの位置とかをどうしていこうかというときに議論したいと思っています。

○高林修委員長 前回までの委員会で新設はしないということは、一応決定したのですが、統廃合については、別に決めているわけではなくて、その可能性は残すべきだし、それから新設はないけれども、既存施設ということになれば、新設にはならないですね。このことに関しては、私も先ほど市民部長は木で鼻をくくったとおっしゃったけれども、やはりちょっと考えてもらいたいなと思っています。今後出る組織図のことも含めてですね。

それと、地域拠点全体に言えることですが、当局がこの前出した2層16地域というのも地域づくりも関連してくると思うし、そういう意味では総合的に勘案してもらいたいと思っていますので、一応お伝えします。

それでは、39番チェックで。

○関イチロー副委員長 先ほどの確認するための進め方についてという御説明を委員長にいただきましたが、2のところに提案に対する指摘ということから言うと、見直しを求める、もしくは改善策や対案を示すということですので、当局には分からないところもあるのかもしれない、地元のそういう意見とか、そういうことがあったら今度出していただいたらどうかと思っています。

○高林修委員長 そうですね。対案を出すことは必要ですので、それを私もちょっとスルーした部分があるかもしれませんが、今の松下委員の39番に限って言えば、すぐ対案というわけにはいかないと思いますし、組織図をもらわないと、というふうに思っています。

それでは、そろそろ時間ですので、もう2つぐらいで終わりたいと思うのですが、自民党さんの40番の位置、協働センター、説明してください。

○稲葉大輔委員 これは個別の位置を話しますか、内容でいいですか。内容でよければ、今の39番の話と基本的には同じです。ただ、再編後に不断の見直しを行っていくという回答なものですから、これについては個人としては、協働センターの在り方、それから協議会の在り方などですね、事前に決められなければ、条例に対して了解できないというぐらいの覚悟で臨んでいこうと思っていますので、よろしくをお願いします。

○高林修委員長 今の話は大変重要というふうに思っています。ここのポツの4行目からの今後に向けては再編後に不断の見直しを行っていくということが当局の考えですけれども、やはりこの議論をしていく中で、提案するものはどんどんしていくということを考えているというところで稲葉委員よろしいですか。

○稲葉大輔委員 はい。

○高林修委員長 それでは、40番は取りあえずいいです。

取りあえず、41番の名称までとしたいと思います。自民党さん、さっきの支所とはまた違いますが、説明を。

○太田康隆委員 天竜区のふれあいセンターも協働センターとするという方針が示されたのですが、

天竜区でない人間が言うのもおこがましいですが、ふれあいセンターは、成り立ちが旧公民館というか、配置されている人員も違うということからすると、名称として、第2種の協働センターの扱いになるのですか。何か誤解を招くことがあるなど。先ほどそれこそ親しみのあるということからすると、ふれあいセンターは、その地域性も持って張り付いていますから、これから地域固有の過疎化であるとか、様々な課題を抱えていくことになるでしょうから、そういうことも含めてコミュニティーを重視したような、あるいは災害のときの避難所とか、そういう趣旨からすると、あえて合わせる必要はないのかというふうに思います。ただ、これはうちの会派として統一した意見にまだなっていないので、一応質問と意見を投げかけさせていただいたということに止めておきます。

ですから、ついでに言わせていただくと、先ほどの区が所掌する例えば事務の数でいいますと五百三十幾つというのと、それから行政センターになるところも同様の規模の事務を取り扱っていくという当局の考え方が示されましたが、第1種の協働センター、いわゆる旧町村の役場は350事務取り扱っているわけで、第2種の協働センターあるいはふれあいセンターで、ふれあいセンターでも二俣と光明は扱っていないですね。それ以外のところが103事務を取り扱っているということですから、そこら辺の扱う事務も違うので、やっぱりそこは整理していきながら考えていく方がいいのかと、私はそう思っています。

先ほどの復唱になりますけれども、うちの会派としての統一した意見ではありません。指摘だけ。

○高林修委員長 太田康隆委員、要は業務の内容についてはともかくとして、ここは名称をやはり変えないほうがいいという、そういうことですね。

○太田康隆委員 私はそう思う。

○酒井豊実委員 私は御指摘のとおり、熊ふれあいセンターの関係する住民の一人でありまして、十数年たって、やっと皆さんがふれあいセンターと言えるようになってきた。それで看板も、昨年度ふれあいセンターの職員が手作りして、看板を作ってくれたんですね。そういういろいろな意味で上阿多古も各所そうなのですよ。それで、ふれあいセンターで頑張っていこうねということになったところなので、ぜひこれはいい名前なので、やっぱり続けてもらいたいし、その中に市民サービスの窓口業務としては市民サービスセンターというのがつくられるといいますか、職員数は同等だけれども、そういう任務になるということなものですから、ふれあいセンター、太田委員の意見に賛同します。

○高林修委員長 それでは、申し訳ありません。ここまでとします。

私のほうから、41番についてですけれども、これも含めて、今協議した中で、例えばふれあいセンターのままでいいですよという回答が次回の委員会までにもらえるかどうか、その可能性はあるのかどうか。

○鈴木副市長 私はこだわっていませんので、皆さんの意見がそのような意向、希望があるならば、変えなくて構いません。

○高林修委員長 太田康隆委員は個人的だと言われたものですから、非常に弱いところがあるのですが、自民党の総意と言ってもらえれば多少違うと思うのだけれども、もう1点、細かいことで申し訳ないですが、41番、さっきの支所のところでは200万円掛ける7か所と書いてありましたが、ここは金額でいうと、8か所が変わるとすると200万円掛ける8倍ですか。

○区再編推進事業本部長 見積り、概算上で手持ちでございましてけれども、約100万円を見込んでいます。

○高林修委員長 分かりました。

それでは、今日のところは全部協議が整わなかったわけですので、この認定項目の①地域拠点につきましては、8ページ、最後の42番から次回の委員会で協議いたします。

それでは、協議事項は、取りあえず今日のところは終了いたします。

次回は7月29日木曜日、午後1時半から予定しておりますので、御承知おきください。

今日のこのペースでいくと、あと3回目に天竜区を取扱いになりますので、委員の皆さんは、当局の皆様を含めてですけれども、かなり厳しい時間枠を取ってもらいたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、もう一度申し上げますが、次回は、地域拠点の質問事項8ページの42番からいきたいと思っています。

それでは、①地域拠点についての質問事項は、一応これまでとしたいと思いますが、今日の協議の中で、新たに要望を出してくれていると思いますので、質問事項はできればここまでとしてもらいたいと思っています。

②の組織、それから④の地域づくりの質問事項については、会派で取りまとめていただきまして、7月26日月曜日までに事務局へ提出していただきたいと思います。こういうふうな形になると思います。こういったような今日見いただいているA4の横ですね。ただ、7月26日と限定しましたがけれど、④の地域づくりについては26日にはちょっとできないですね。具体的にやはりもう1回協議を29日にしますので、そこから地域づくりのこともありますので、訂正をします。もう一度言います。

②の組織のこの質問事項については、7月26日までに提出をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

もともと大変な厳しいスケジュールなものですから、ぜひともそのところは御理解いただいて、まずは8月31日の委員会を目途に頑張りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、以上で行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

15:58